

甲賀市保育園・幼稚園民営化ガイドライン

～安心して子どもを産み育てられる環境づくりをめざして～

平成28年（2016年）2月 策定

平成30年（2018年）12月 一部改正

甲賀市・甲賀市教育委員会

<< 目 次 >>

はじめに	1
1. 民営化に向けての基本的な考え方	2
2. 民営化の方法	2
(1) 民営化対象施設	
(2) 設置・運営主体	
(3) 民営化の進め方	
3. 事業者の選定	2
(1) 選定に係る諸条件（最低基準）	
(2) 公募	
(3) 応募の制限	
4. 事業の移行	3
(1) 引継プロジェクト	
(2) 移行後の協議	
5. 保護者等の不安解消	4
6. 市の役割・責務	4
7. 民営化後の公立保育園・幼稚園のあり方	4
8. その他	4
(1) 保育の質の向上と公立・私立園の連携	
(2) 情報の公開	
(3) 苦情処理及び評価システム	

近年、核家族化の進行とともに、共働き家庭の増加やその就労形態の多様化により、低年齢児を中心とした保育を必要とする子どもが増加するとともに、保護者が求める保育ニーズの多様化も進んできています。

市では、これらの課題に対応するため、これまで、受入れ定員の見直しや保育に当たる人材の確保、園舎の増築等、私立保育園の協力も得ながら、「待機児童ゼロ」をめざす取り組みに努めてきました。

一方、一部の地域を除いて年々進むことが予想される園の小規模化や、低年齢児の保育ニーズの増加、ますます高まる保育ニーズの多様化、国が進める民間活力導入の動きを見据え、将来にわたって安定した保育環境を確保するため、市では、甲賀市幼保検討委員会に、「甲賀市幼稚園保育園の適正規模及び民営化等に関する基本的な考え方」について諮問し、平成22年2月に、

「より一層の教育・保育サービスの充実を図るためには、効率的な幼稚園・保育園運営が求められており、多様な教育・保育ニーズに対応していくためには、公立幼稚園・保育園の役割に加え、これまでの柔軟な対応やマネジメント力などを備えた私立幼稚園・保育園の民間活力を効果的に活用することが有効と考えられる。」とする答申が出されました。

答申から5年余り。

市内の保育環境は、低年齢児の保育ニーズの増加や保育ニーズの多様化など、当初の予想どおりの変化を遂げてきています。加えて、平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」による保育ニーズの変化や増加する児童虐待への対応、保育サービスを必要とする家庭への支援など、子育て家庭全体に対する対応も必要となってきています。

現在の保育・教育が抱える様々な課題を克服し、甲賀の明日を担う子ども達の健やかな成長を願って、今般、市では、「甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）」を策定しました。

そのなかでは、上記の答申をふまえ、幼稚園・保育園の再編方針の一つとして、私立の認定こども園を設けることとしています。

このガイドラインは、幼稚園・保育園の民営化を進める際の基本的なルール、基準を定めたものです。

なお、今後の子ども・子育て支援新制度の改変や社会情勢の動向等により、適宜見直しを図るものとします。

1. 民営化に向けての基本的な考え方

民営化を進めるにあたっては、保護者の『安心』を基本に据え、子どもの最善の利益を最優先し、子どもの発達を尊重し支援する保育・教育を実施します。行財政運営を効率化することも民営化を進める理由のひとつではありますが、そのことにより保育・教育環境が悪化し、子どもに過度な負担がかかってしまう状況になることは断じて避けなければなりません。市では、子どもが大切にされ、心身ともに豊かに育つための保育・教育を実施しています。そのため、民営化移行に際しても、現在の公立園の保育・教育内容を基本としながら、加えて民営化園の特色ある運営が実施されるよう取り組みます。

2. 民営化の方法

民営化の方法については、事業運営の柔軟性や迅速性、保育教育内容の創意工夫による保育・教育サービスの向上、財政的効果等も考慮し、「民設民営」方式によるものとします。

(1) 民営化対象施設

「甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）」によるものとします。

(2) 設置・運営主体

設置・運営主体は、社会福祉法人又は学校法人とします。

(3) 民営化の進め方

民営化は、「甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）」において示されている「(仮称)再編検討協議会」での協議を経て合意が得られた地域から「(仮称)実施計画検討協議会」を設置して順次進めていきます。

3. 事業者の選定

設置・運営主体としてふさわしい優良な事業者を確保するため、事業者は公募による募集とします。選定にあたっては、「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」を推進する中で、保育・教育の量の確保等及び子育て支援施策の関わりなども考慮して進めていくとともに、対応できる保育サービスの内容など、利用者からの視点や各分野の専門的な意見も含め総合的に判断をします。

そのため、公益性、事業の継続性、保育・教育方針や推進体制、資金計画や経営状況等に関する選定基準を定めた上で、選定組織を設置し、客観的な審査を行うものとします。

(1) 選定に係る諸条件

- ①児童福祉の理念、公共性、公益性を持ち、市の保育・教育行政をよく理解し、積極的に協力する事業者であること。
- ②就学前教育に関し、識見を有すること。
- ③保育・教育環境の維持向上が図れる職員体制が確保できること。
- ④特別支援教育に適切に対応できること。
- ⑤完全給食を提供すること。また、アレルギー対応食の提供が可能なこと。
- ⑥地域の子育て支援対策に積極的に取り組むこと。

(2) 公募

透明性を確保するため、本ガイドラインに沿った募集要項を作成し、参加事業者を公募します。

4. 事業の移行

(1) 引継プロジェクト

民営化に際しては、事業者への移行を円滑に行うため、市は事業者選定後、保護者・選定事業者・市による「(仮称)三者協議会」を設置します。この三者協議会において、保護者の意見・要望を取りまとめ、引継プロジェクトを立ち上げます。

また、保育・教育水準を維持向上させるために、市と事業者間で継続する事業や拡充する保育・教育サービス、交流保育の実施や職員の合同研修などを明文化した引継マニュアルを作成し、民営化する園の環境変化が最小限となるように、移行後の履行を事業者に義務付けることとします。

(2) 移行後の協議

移行後も保護者、事業者、市との信頼関係を確保するため、当分の間は三者協議会において定期的な協議を行い、移行に伴う問題が生じた場合には互いに協力し、解決にあたることとします。

5. 保護者等の不安解消

民営化園に入園する子どもや保護者は、設置者や施設の変更、保育・教育にあたる職員の変更等に不安を感じると考えられます。その不安を解消し円滑に移行するために、移行先となる事業者の決定から民営化までの間に2年程度の期間を確保し、移行の前後にそれぞれ引継ぎ期間を設けるなど、新旧職員で引継保育・教育を実施します。

また、原則として民営化に関する情報を公開するとともに、保護者に対する説明や意見聴取の機会を確保し、理解を得られるよう努めます。

具体的には、保護者に対し保育・教育状況の見学や、移行先事業者から話を聞く機会を設けます。

6. 市の役割・責務

募集要項の作成等、民営化に係る重要な決定を行う際は、(仮称)実施計画検討協議会への丁寧な説明に努めます。

事業者に対し、引継マニュアルに基づく運営の確実な履行を徹底させ、また、事業者による保育・教育内容等を逐次確認するとともに、運営に関する問題が生じた場合は、必要な改善指導を行います。

民営化移行後における保育・教育の内容や質に関して、必要に応じて保護者アンケート等を実施し、事業者の運営状況を評価します。また、その結果を公開するとともに、保育・教育サービスの質の向上に繋がる支援を行います。

7. 民営化後の公立保育園・幼稚園のあり方

存続する公立園は、地域における多様な保育・教育ニーズの把握、私立園や子育てに関連する機関、施設との連携を進めながら、地域の子育て支援の拠点施設として位置づけます。

また、子育て家庭の育児不安や悩みの解消に努めるとともに、特別に支援を要する子どもなど、きめ細やかな対応を必要とする保育・教育の役割を担っていくこととします。

8. その他

(1) 保育の質の向上と公立・私立園の連携

子どもの最善の利益を最優先し、安心して子どもを育てられる環境を作り出すためには、公立園も私立園もその保育・教育の質の維持、向上に努めなければなりません。そのためには、保育・教育にあたる職員の質の確保と向上が最も重要な要素になることから、既存の私立園と新たな民営化園、引き続き市が運営を行う公立園が連携し、合同での職場研修や保育・教育に関する研究を行うなど、継続的なキャリア形成ができる環境と体制を構築していきます。

(2) 情報の公開

民営化を進めるにあたっては、(仮称)実施計画検討協議会での意見などにも耳を傾け、より良い信頼関係を築きながら移行を推進するために、適時適切に情報を公開します。

(3) 苦情処理及び評価システム

苦情解決の仕組みとして「第三者委員」の設置を義務付けます。また、園及び園職員による自己評価や、保育・教育・経営等に関する専門家・機関による外部からの客観的な評価（第三者評価）を受けるよう義務付けます。